

障害者等少額貯蓄非課税等の 利子にかかる所得税の払戻し

障害者等非課税制度対象者が死亡したことに伴い、振込国債の利子（支払期日が平成27年12月31日以前であるものに限る。以下260において同じ。）にかかる所得税の払戻しを行うときは、事前に統轄店（本店管下国債代理店は業務局国債業務グループ。以下260において同じ。）に連絡のうえ、【課税手続】330によるほか、次のとおり取扱う。

⇒ 【課税手続】330 障害者等少額貯蓄非課税等の適用を受ける利子にかかる所得税の
分かれ計算 参照

* 国債振替決済分かれ計算に伴う所得税額精算請求書（兼領収証書）のうち追徴にかかるものは、受け付けることができない。

事務手順	取 扱 要 領
①依頼書の受付・送付	<p>○ 【課税手続】330により、所得税の還付請求にかかる適宜の依頼書（以下「依頼書」という。）および所得税の還付請求にかかる明細書（以下「明細書」という。）が提出された場合には、【課税手続】330により、提出書類を確認のうえ写を作成し、支払取まとめ店を通じて本書を統轄店に送付する。</p> <p>* 管下の国債代理店から本書の送付を受けた支払取まとめ店は、当該本書を速やかに統轄店に送付する。</p>
②統轄店からの連絡の受付	<p>○ 統轄店から次の内容の連絡を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所得税の還付が決定した旨 ● 所得税の払戻し可能日 ● 所得税還付金額 ● 自行庫において所得税の払戻しを行った後、後記④により国債振替決済制度の参加者から提出を受ける精算請求書（日付欄の記載および責任者の記名・押印または署名がされたもの）を支払取まとめ店を通じて速やかに統轄店に提出すること <p>* 国債代理店における参加者への所得税の払戻しは、日本銀行が日本橋税務署から還付金を受領後に可能となる。当該還付金を日本銀行が受領した日を所得税の払戻し可能日とする（以下260において同じ。）。</p> <p>* 統轄店から上記連絡を受けるまでには相応の期間を要する見通し。</p>

③参加者への連絡

- 統轄店から所得税の還付が決定した旨等の連絡を受けた場合には、参加者に次の内容を連絡する。
 - 所得税の払戻し可能日
 - 所得税還付金額
 - 所得税の払戻し可能日以後、速やかに、精算請求書(日付欄の記載および責任者の記名・押印または署名がされたもの)を提出すること

[所得税の払戻し可能日以後の取扱]

④精算請求書の受付・確認

- 参加者から精算請求書が提出された場合には、次のことを確かめる。
 - 日付欄に記載されている日付が所得税の払戻し可能日以後となっているか
 - 参加者または間接参加者の名称が表示されているか
 - 責任者の記名・押印または署名がされているか
 - 前記①において提出された明細書と記載内容が同じであるか

⑤国債元利金支払票の作成

- 精算請求書により国債元利金支払票を作成する。
 - 支払票には次のとおり記載する。

請求者欄…参加者の名称を記載する(住所の記載は要しない)。

支払額欄…精算請求書に記載されている『資金請求額(領収金額)』(所得税(利子支払期日が平成25年1月1日以後である場合には、復興特別所得税を含む。)の払戻額)を記載する。

資金請求額欄

…この欄は記載を要しない。

下部余白…「振込分税額精算」と記載する。

支 払 票 記載例参照

⑥支払など

- * 利子支払後に税額の追徴を要する事例が生じたときは、参加者に対し、日本銀行に直接照会するよう伝える。
- * 地方税については、参加者または間接参加者が自ら処理することとなる。

- 前記⑤により作成した支払票に記載した支払額を支払う。
- 支払票および精算請求書の支払済欄に支払日付を表示する。
 - 請求者から支払の内訳を求められたときは、通常の場合と同様に取扱う。

⑦精算請求書の送付など

- 精算請求書の(写)を作成し、本書を他の支払済の証券類などと一緒に、自行庫で定めた方法により支払取まとめ店を通じて統轄店に送付する。

- * 支払取まとめ店への本書の送付は、前記⑥の支払以後、速やかに行う。
- * 管下の国債代理店から本書の送付を受けた支払取まとめ店は、当該本書を速やかに統轄店に送付する(支払取まとめ店は、当該所得税の払戻しにかかる国債元利金受払報告表および国債利子内訳表の作成は要しない。)
- * 精算請求書の本書が支払取まとめ店から統轄店に到着後、所得税の還付金相当額が統轄店における当該国債代理店引受金融機関の当座勘定に振込まれる。

- 精算請求書の(写)は、前記①により作成した依頼書および明細書の(写)とともに、支払票に添付して、保管(保管期間5年)する。

支払票の記載例

〔設例〕 国債名称・記号：利付国庫債券（20年）第56回 死亡日：27年12月1日
 額面金額：100万円 課税期間：19日
 利率：2.0%（利子額10,000円） 利子計算期間：183日
 利子支払期日：27年12月20日 還付金の支払日：28年5月11日

書式No.320

国債元利金支払票

請求者	住所 ①	番号札	税区分	1. 居住者						
	氏名(名称) ② 〇〇証券			2. 内国法人 3. その他 []						
元 金			利 子							
種 別	枚数	金 額	1 枚 当 り の 金 額			合 計 金 額				
種 別			種 別	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額	枚 数	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額
証 券 国債名称 ()	枚	円	利 札 国債名称 ()	円	円	円	枚	円	円	円
"			"							
"			"							
減紛失利賦札 元利金(償還 金)領収証書										
賦 札			計					(イ)	(ロ)	(ハ)
計	(A)		税 差 引 額					(B) (イ)-(ロ+ハ)		

(注意) 記載が1行のときは、計の記載を要しない。

⑦ 振込分税額精算

⑤ 資金請求額 (A+イ) 円

⑥ 支払額 (A+B) 円 1,373

⑧ 支払済印 28.5.11

● 自店保管（保管期間5年）

- ① 住所の記載は要しない。
- ② 参加者の名称を記載する。
- ③ 税区分欄は適宜使用してよい。
- ④ この欄は記載を要しない。
- ⑤ 資金請求額欄は記載を要しない。
- ⑥ 精算請求書に記載されている資金請求額（領収金額）を記載する。
- ⑦ 「振込分税額精算」と記載する。
- ⑧ 還付金の支払日付を表示する。